（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令の一部改正）

第一条　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令（平成十五年政令第五百五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条第一項中「一部を法第十三条第一項」を「一部を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（以下「法」という。）第十三条第一項」に改め、同条を第一条とし、第三条を第二条とし、第四条を第三条とする。

第五条第一項中「一般会計及び」を削り、「エネルギー需給勘定」を「エネルギー需給勘定又は東日本大震災復興特別会計」に改め、同条第二項中「一般会計及び」を削り、「エネルギー需給勘定からの」を「エネルギー需給勘定又は東日本大震災復興特別会計からの」に改め、「一般会計又は」を削り、「エネルギー需給勘定から機構に出資」を「エネルギー需給勘定又は東日本大震災復興特別会計からの出資の額の増加又は減少」に、「当該出資が」を「当該増加又は減少の」に、「当該出資の」を「当該増加し、又は減少した出資の」に、「加えた」を「加え、又は減じた」に改め、同条第四項中「一般会計」を「法第十三条第三項に規定する残余の額を政府の一般会計又は東日本大震災復興特別会計からの出資金の額に応じて按分した額を、それぞれ政府の一般会計又は東日本大震災復興特別会計」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第二項の規定は、前項に規定する出資金の額について準用する。この場合において、第二項中「エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定」とあるのは、「一般会計」とする。

第五条を第四条とし、第六条から第十一条までを一条ずつ繰り上げる。

第十二条第二項中「第八条第三項第一号」を「第七条第三項第一号」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第二項第三号中「第八条第三項第一号」を「第七条第三項第一号」に改め、同条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

第十五条第一項第二号中「第八条第三項第一号」を「第七条第三項第一号」に改め、同条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の三条を加える。

（石炭経過勘定に係る納付金額の通知及び納付期限）

第二条　経済産業大臣は、法附則第七条第一項の規定により機構が国庫に納付すべき金額（以下この条において「納付金額」という。）を定めたときは、機構に対し、その納付金額を通知しなければならない。

2　前項の通知は、期間最後の事業年度に係る通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表の提出があった日から一月以内にするものとする。

3　機構は、第一項の通知を受けたときは、経済産業大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならない。

（石炭経過勘定に係る納付金の帰属する会計）

第三条　法附則第七条第一項の規定による納付金については、その額を政府の一般会計又はエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定からの出資金の額に応じて按分した額を、それぞれ政府の一般会計又はエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属させるものとする。

2　前項に規定する出資金の額は、中期目標の期間の開始の日（以下この項において「期間開始日」という。）における政府の一般会計又はエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定からの出資金の額とする。ただし、期間開始日後当該中期目標の期間中に政府の一般会計から機構に出資があったときは、期間開始日における政府の一般会計からの出資金の額に当該出資があった日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を加えた額とし、期間開始日後当該中期目標の期間中に次条第一項の規定により機構に対する政府の一般会計又はエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定からの出資がなかったものとされたときは、期間開始日における政府の一般会計又はエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定からの出資金の額から当該出資がなかったものとされた日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該なかったものとされた出資の額に乗じて得た額をそれぞれ差し引いた額とする。

（石炭経過勘定に係る国庫納付に伴う出資の取扱い）

第四条　法附則第七条第一項の規定により納付金を納付したことにより機構が同条第三項の規定により資本金を減少するときは、当該納付金の納付額から通則法第四十四条第一項の規定による積立金の額に相当する金額を差し引いた金額（法附則第七条第三項第二号に掲げる場合にあっては、当該納付金の納付額に通則法第四十四条第二項の規定による繰越欠損金の額に相当する金額を加えた金額）を政府の一般会計又はエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定からの出資金の額に応じて按分した額については、機構が当該納付金を国庫に納付した時において、それぞれ政府の一般会計又はエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定からの出資はなかったものとする。

2　前条第二項の規定は、前項に規定する出資金の額について準用する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む。）」の下に「、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十二条の二」を加え、「（同法附則第十二条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）」を削る。

第三条第一項第五号中「独立行政法人情報通信研究機構」の下に「、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を加える。

第九条第二項中「独立行政法人情報通信研究機構」の下に「、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を加え、同条第四項中「、独立行政法人情報通信研究機構」及び「厚生労働大臣」の下に「、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を加える。

第十六条第一項中「独立行政法人情報通信研究機構」の下に「、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を加え、同条第二項中「、独立行政法人情報通信研究機構」及び「厚生労働大臣」の下に「、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を加える。

（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第三条　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の前の見出し及び同条を削る。

附則第三条中「及び前条」を削り、同条を附則第二条とし、同条の前に見出しとして「（特殊法人等の範囲に関する経過措置）」を付する。

附則第四条中「前二条」を「前条」に改め、同条を附則第三条とする。

（石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第四条　石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を削る。

附則第三条第一項中「機構が」を「新エネルギー・産業技術総合開発機構が」に、「整備法」を「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）」に、「、第四条の二及び第九条の三」を「及び第四条の二」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、同項の表旧構造調整法第二十五条第一項第八号及び第九号に規定する設備資金の項中「及び第九号」を削り、同表中旧構造調整法第二十五条第一項第十一号に規定する資金の項、旧構造調整法第二十五条第一項第十二号に規定する資金の項、旧構造調整法第二十五条第一項第十三号に規定する資金の項及び旧構造調整法第二十五条第一項第十六号の二に規定する資金の項を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条を附則第二条とする。